

団体専用ロッカーの使用について

1 貸出条件

社会貢献活動やサークル活動等、広く市民が自主的に活動を行う団体であって、以下の条件を満たしているものとします。

- ・主に野洲市内で活動を行っていること。又は、今後行うこと。
- ・「野洲市まちづくり基本条例」第18条および「野洲市市民活動情報の登録に関する要綱」に基づく市民活動団体登録がなされていること。
- ・営利活動及び特定の政党、党派又は宗教を支持し、宣伝し、又は反対する活動を目的としないこと。
- ・暴力団員等、および暴力団密接関係者でないこと。

2 貸出期間

4月1日から翌年3月31日までの1年間（年度途中の申請の場合も3月31日まで）

3 貸出個数

1団体につき1個（場所は図書館が指定します）

4 使用料金

年額 1,200円（年度途中からの利用の場合、月額100円 1月に満たない場合は日割り）

5 申込方法

図書館内にある市民協働室の窓口に来館、または電話で申し込んでください。

6 申込期間

毎年3月上旬の2週間程度を、次年度の申込期間とします。

7 貸出の可否決定

申し込まれた内容をもとに、1の貸出条件を満たしていることを確認したうえで決定します。（この際、団体の活動状況等の確認のため、市の関係部局に照会を行うことがあります。）

申請多数の場合は、抽選を行います。また、申請数が設置数に満たなかった場合は、追加募集を行います。

利用を許可された団体には、申請書および納付書を交付しますので、必要事項の記入と料金の納入（1年分一括）を行ってください。

8 利用に当たって

- (1) ロッカーへの道具類の出し入れは、図書館の開館時間内のみ可能です。
- (2) ロッカーを開閉するときは、市民協働室に申し出てロッカー鍵を借り受けてください。借り受けたロッカー鍵は、必ず当日中に返却してください。
- (3) コイン式ロッカーであるため、開閉には100円玉が必要となります。各団体でご用意ください（100円玉は、ロッカー貸出終了時に返却されます）。
- (4) ロッカー内には、生ものや腐敗のおそれのあるもの、臭気を発するもの、貴重品や危険物等を収納しないでください。
- (5) ロッカーを使用したことで生じた損失（物品の紛失、変質、き損、ロッカーの開閉に応じられないことによる利益逸失など）について、図書館は一切責任を負いません。
- (6) 貸出条件を満たさなくなった場合、ロッカーの使用をやめる場合は図書館に申し出てください。ただし団体都合による解約の場合は、返金はありません（野洲市行政財産使用料条例第4条2）。
- (7) 貸し出されたロッカーを用いて営利活動、宗教活動及び政治活動を行わないでください。
- (8) 使用に当たっては「野洲市公有財産管理規則」「野洲市使用料条例」並びに「野洲市図書館条例」「野洲市図書館管理運営規則」に定める事項を遵守していただくとともに、職員の指示がある場合はそれに従ってください。
これらの事項を守っていただけない場合、ロッカーの貸出を停止し、今後の利用をお断りする場合があります。

9 問い合わせ・申請書提出先

市民協働室 077-518-0556